

新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日

新潟市議会議長



新潟市議会規程第 1 号

新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年新潟市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第 7 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 8 号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第 10 号中「番号」の次に「又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号」を加え、同条第 11 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 14 号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第 5 条第 2 項中「次に定める事項」を「次に掲げる事項」に改める。

第 8 条第 7 項第 1 号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改め、同項第 2 号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 10 条第 1 項第 1 号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第 11 条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 10 号の改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の

施行の日（令和7年3月24日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の新潟市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。